

公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札、特別簡易型総合評価落札方式）に付します。

本入札の総合評価落札方式は価格据置型です。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和２年５月２９日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 対象工事

（１） 工事名

岡崎高等技術専門校元寄宿舍等取壊し工事

（２） 路線等の名称

岡崎高等技術専門校

（３） 工事場所

岡崎市美合町地内

（４） 工期

令和２年１２月１５日まで

（５） 工事の概要

ア 建物用途

職業能力開発校

イ 規模等

岡崎高等技術専門校

元寄宿舍	鉄筋コンクリート造	２階建	延べ面積	563	m ²
------	-----------	-----	------	-----	----------------

元人材開発センター実習棟	鉄骨造	平屋建	延べ面積	720	m ²
--------------	-----	-----	------	-----	----------------

元プロパン庫	補強コンクリートブロック造	平屋建	延べ面積	7	m ²
--------	---------------	-----	------	---	----------------

上記建物及び付属工作物等に係る取壊し工事一式

（６） 予定価格等

ア 予定価格 金 71,907,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 6,537,000 円）

イ 調査基準価格 有

失格判断基準 有

（７） 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（C A L S / E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法等は愛知県建設局・都市整備局・建築局建設工事等電子入札実施要領によるものとします。

（<https://www.pref.aichi.jp/>「ネットあいち」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「建設局・都市整備局・建築局入札契約関連情報」参照）

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は１回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

（８） 本工事は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価（特別簡易型）落札方式の工事です。

- (9) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。
- また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

2 競争参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 解体工事業について、愛知県建設局、都市整備局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、解体工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が4千万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。
- (3) 令和2年度及び令和3年度の愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿に登載されている営業所が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が次に掲げる建設事務所管内※にあり、当該営業所で解体工事業を営んでいること。

・西三河建設事務所

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。（以下同じ）

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む。）に届け出た、主たる営業所をいいます。（以下同じ）

※建設事務所管内の区域については、別紙「各建設事務所の管内一覧」により確認してください。

- (4) 令和2年度及び令和3年度の愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格の認定において、認定された解体工事業の総合点数が500点以上であること。
- (5) 元請として、過去15年間（平成17年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで。）に、次に掲げる建築物の取壊しを含む工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。

鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

（建築基準法の規定による建築物除却届の提出が必要となる工事に限る。）

なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとします。

また、共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の1者が元請けとしての施工実績を有していること。

- (6) 建設業法第26条に定める解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、請負代金の額が3千5百万円以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となります。また、下請代金の総額が4千万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。なお、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できることとなります。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (11) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

ア 「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社アール・アイ・エー

イ 「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者です。

（ア） 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他業務を執行する者であって、（a）から（d）までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ） その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

（ア） 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 経常建設共同企業体として参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体として参加申込書を提出することはできません。

(14) 愛知県建設局、都市整備局及び建築局が発注した解体工事業に係る工事（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部の発注工事を含む。）のうち、過去2か年度（平成30年4月1日から令和2年3月31日まで）に完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が60点以上であること。

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化を実施しておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県建設局土木部建設総務課契約第二グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6613

イ ダウンロードできる期間

令和2年5月29日(金) 午前9時から 令和2年6月30日(火) 午前10時30分まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問（技術資料を作成するために必要な質問を含む。）は、次のとおり文書（様式自由。ただし愛知県知事あてとして、代表者名により提出してください。）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和2年6月1日(月) から 令和2年6月16日(火) まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

イ 設計図書に対する質問は、設計図書に同封する発注説明書により提出してください。

ウ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

掲載期間

令和2年6月19日(金) 午前9時から 令和2年6月30日(火) 午前10時30分まで

4 参加申込書及び技術資料の提出期間等

- (1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書及び技術資料（加算点申告表及び加算点算出チェックリストを含む）を電子入札システムにより提出しなければなりません。また、技術資料については、1つの添付ファイルとして送信してください。このとき、添付ファイルの大きさは1Mb以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。（参加申込書は、電子入札システム上で参加申込を行うことにより送信されます。「参加申込書」という様式を添付ファイルとして提出する必要はありません。）

なお、提出期限後の技術資料の修正、再提出等は認められません。

- (2) 期限までに参加申込書及び技術資料の提出をしていない者は入札に参加することができません。

参加申込及び技術資料の提出期間

令和2年6月1日(月) 午前9時から

令和2年6月22日(月) 午後5時まで

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和2年6月26日(金) 午前9時から

令和2年6月29日(月) 午後5時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

6 開札予定日時及び開札場所

令和2年6月30日(火) 午前10時30分

愛知県建設局土木部建設総務課

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

- (1) 愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条（入札の無効）及び愛知県建設局・都市整備局・建築局建設工事等電子入札実施要領第15条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

- (2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。

- (3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 1(6)アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

- (2) 落札候補者は、開札日から起算して3日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な書類を、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により必着で提出しなければなりません。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の配布及び提出場所

3 (1) アに同じ。

イ 提出部数

1 部

ウ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。

オ 技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点※より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。減点(減じる点数)は下記の計算式のとおりです。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

※審査した加算点とは、発注者が審査書類を確認した結果の加算点です。

カ 落札候補者の入札価格が愛知県建設局・都市整備局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条の基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

キ 失格判断基準

入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格の積算内訳の費目別金額が愛知県建設局・都市整備局・建築局低入札価格調査等実施要領第4条の失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となります。

(3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日(日曜日、土曜日及び休日は含まない。)以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

10 契約書の作成の要否

要(愛知県公共工事請負契約約款のとおり)

11 契約の保証

(1) 落札者は、財務規則第129条の2の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。

(2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券(利付き国債又は愛知県公債)の提供

イ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証

(4) (1)から(3)に掲げる契約の保証は契約の締結時までには付さなければならない。

12 支払条件

愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）の規定に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

（１） 前金払

約款第３６条第１項の前金払の率は１０分の４とする。

（２） 中間前金払

ア 中間前払金の支払請求は、工期の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が請負代金額の２分の１以上に相当するものでなければすることができない。

イ 中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に１０分の６の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

ウ 中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできない。

（３） 部分払

中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできない。ただし、当該年度末において工事を完成させることができなかった場合には、当該年度末に部分払を請求することができる。

13 関連情報を入手するための照会窓口

３（１）アに同じ。

14 特定の不正行為に対する措置

（１） 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。

（２） 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

（３） 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

（４） 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

（５） 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

（１） 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。

また、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）の入札情報サービスの入札公告に掲載している「入札及び契約に関する留意事項」を熟読すること。

（２） 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

（３） 現場説明会は実施しません。

- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1 (4) に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 契約締結後の技術提案
- ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「V E 提案」という。）することができます。提案を採用する場合には、変更契約を行います。詳細は設計図書によります。
- イ V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
- ウ 本工事のV E 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではありません。
- (7) 配置予定の主任（監理）技術者について
- ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任が求められない場合を除く）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。
- なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3 (1) アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。
- ウ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限りです。
- (8) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (9) 別記「総合評価落札方式に関する事項」 (2) 評価項目と評価基準及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、平成31年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市整備局及び建築局の従前の組織には旧振興部は含みません。
- (10) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事の入札の取扱いについては別紙のとおりとします。
- (11) 問い合わせ先
- 3 (1) アに同じ。

別記 「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次の①式で計算します。

評価値＝{(標準点＋加算点)÷標準点}÷(入札価格÷予定価格) ……①

ただし、入札価格が、愛知県建設局・都市整備局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条により定められた基準価格(以下「基準価格」という。)を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

評価値＝{(標準点＋加算点)÷標準点}÷(据置価格÷予定価格) ……②

②式における据置価格は、基準価格と同じです。

①式、②式ともに、標準点は100点であり、加算点合計は最大22.5点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

過去の実績や今回の入札参加者が共同企業体(JV)の場合は、末尾に掲げる表のとおり扱います。

ア 企業の技術力に関する事項(配点10点)

評価項目	評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績(過去10年間：平成22年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了) ^{※1※2}	2件以上	2点
	1件	1点
	該当なし	0点
②過去3年間(平成29年度から令和元年度)に完了した愛知県建設局、都市整備局又は建築局発注工事の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点 ^{※3※4}	81点以上	2点
	79点以上81点未満	1.5点
	77点以上79点未満	1点
	75点以上77点未満	0.5点
	上記に該当しない	0点
③契約後VEの採用実績の有無(過去5年間：平成27年4月1日から技術資料を提出する前日まで) ^{※5※6}	VE採用1件以上又はその他採用2件以上	2点
	その他採用1件	1点
	該当なし	0点
④優良工事表彰の有無(過去10年間：平成22年4月1日から技術資料を提出する前日まで) ^{※5※7}	2件以上の実績あり	1点
	1件の実績あり	0.5点
	実績なし	0点
⑤中長期的な担い手の確保 ^{※8}	若手技術者の雇用実績あり	1点
	上記に該当しない	0点
⑥国家資格等の取得者の有無(過去5年間：平成27年4月1日から技術資料を提出する前日まで) ^{※9}	取得者あり	1点
	取得者なし	0点
⑦ISO9001認証取得の有無 ^{※10}	認証あり	1点
	認証なし	0点

※1 企業評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)すべてを満たす建築物の取壊し工事(建築基準法の規定による建築物除却届の提出が必要となる工事に限る。以下同じ。)とします。また、県発注工事以外の実績も含めます。

(a) 施工規模：延べ面積560平方メートル以上

(b) 建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

なお、(a)施工規模の延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の(b)建物構造を満たす取壊し工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。

※2 本件入札に参加する営業所（「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。）の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※3 過去の元請としての愛知県建設局、都市整備局又は建築局発注工事のうち、解体工事業又はとび・土工工事業で受注した解体工事に関する工事成績評定点の平均点。

※4 各年度最上位成績の平均点の算出にあたり、実績の無い年度については、工事成績評定点を74点とみなして計算します。

※5 愛知県建設局、都市整備局又は建築局が発注した工事での実績を認めます。なお、同業種に限定するものではありません。

※6 契約後V Eの採用実績の有無における評価点について

「V E採用」とは、V E提案としての採用された実績とします。

「その他採用」とは、V E提案として採用されなかったものの内、新しい工夫、工法又はコスト削減策での採用された実績（いずれもV E提案の内容について減額して、変更契約したもののみ）とします。

「V E採用」、「その他採用」のいずれも、発注者からの通知書の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

※7 愛知県知事からの感謝状において、優良工事として選定されたものを対象とし、感謝状の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

※8-1 技術資料を提出する前日から過去2年間（24ヶ月間）に、若手技術者を新たに雇用した場合の実績を認めます。若手技術者は期限の定めのない雇用契約を締結する労働者（以下「正規社員」という。）に限り認めます。（日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。）ただし、同一企業での再雇用は認めません。また落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※8-2 若手技術者とは新規雇用された日（健康保険被保険者証の資格取得年月日等）において、満年齢29歳以下で、建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）又は建設業法施行令第27条の5第1項第四号、第2項第一号ロ（5）及び同項第二号ロ（3）の規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者を認めます。

なお、建設業法施行規則第1条に定める学科、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学科は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※9 建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者（実務経験のみによるものを除く。）を対象とします。

同欄に記載のある国家資格等を正規社員が入社後（日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。）に取得し、国家資格等の種類に応じて合格証明書、免許の登録、免状の交付又は資格者証の交付等の日付が該当期間内のものを認めます。同欄に掲げる者のうち、国家資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験は問いません。また落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

なお、対象は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※10 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

イ 配置予定の主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)の能力に関する事項(配点3点)

評価項目	評価基準	加算点
①資格保有※1※2※3	1級建築施工管理技士を有する	1点
	2級建築施工管理技士(種別は建築に限る)を有する	0.5点
	上記に該当しない	0点
②CPD(継続教育)実績※1※2※4※5 (平成31年4月1日から技術提案書を提出する日の前日まで)	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得	2点
	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得	1点
	該当なし	0点

※1 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間における配置予定技術者に係る実績を求めます。

※2 ①、②の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、加算点の合計が最も低い技術者の点数を使用します。また、ペナルティーについては、①から②の加算点の合計に対して適用します。

※3 技術検定合格証で確認します。(試験に合格していても、技術検定合格証が交付されていない場合は認められません。)

※4 建築CPD情報提供制度によるCPD実績を対象とし、建築CPD運営会議(事務局:公益財団法人建築技術教育普及センター)が発行する証明書で確認します。

※5 証明書の単位取得期間は1年間とし、かつ平成31年4月1日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

ウ 地域精通度地域貢献度に関する事項(配点9.5点)

評価項目	評価基準	加算点
①地域内における営業所の所在の有無※2	岡崎市内にあり	1点
	上記に該当しない	0点
②地域内における企業評価対象工事の施工実績の有無(過去10年間:平成22年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了)※1※3※4	岡崎市内で実績あり	2点
	西三河建設事務所管内(岡崎市を除く)で実績あり	1点
	上記に該当しない	0点
③応急修理等に関する協定の状況※5	平成31年4月1日以前より継続して協定あり	2点
	協定あり	1点
	協定なし	0点
④愛知県内におけるボランティア活動実績の有無※6	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業で活動実績あり	1点
	該当なし	0点

⑤愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無 ^{※7}	登録者あり	1 点
	登録者なし	0 点
⑥雇用実績の有無 ^{※8}	雇用実績あり	1 点
	上記に該当しない	0 点
⑦女性の活躍促進宣言の有無 ^{※9}	宣言あり	0. 5 点
	宣言なし	0 点
⑧ I S O 1 4 0 0 1 認証取得の有無 ^{※10}	認証あり	1 点
	認証なし	0 点

※1 建設事務所管内の区域については、別紙「各建設事務所の管内一覧」により確認してください。

※2 建設業法に規定する解体工事業の営業登録をしている営業所に限ります。

※3 企業評価対象工事は、アの※1で示したとおりです。

※4 本件入札に参加する営業所の施工実績だけでなく、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※5 災害救助法第4条に基づく応急仮設住宅の建設または住宅の応急修理に関する内容で、愛知県との協定の有無を求めます。（愛知県と協定を締結している団体に属している場合は、評価の対象として認めます。）

なお、協定の継続期間については、令和2年4月1日の協定締結により失効した協定も評価の対象とします。

※6-1 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの活動であり、かつ活動報告書が令和2年1月31日までに愛知県防災安全局県民安全課へ提出されているものを実績として認めます。

※6-2 社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動を対象とします。

※7 「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者が正規社員として在籍していることが必要です。

※8 技術資料を提出する前日から過去2年間（24ヶ月間）に、正規社員を新たに雇用した場合の実績を認めます。（日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。）

ただし、同一企業での再雇用は認めません。また落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※9 愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「女性の活躍促進宣言受理証明書」に記載の受理日が、技術資料を提出する前日までのものを認めます。

※10 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

（3） ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

（4） 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、（2）の評価基準で審査して算出します。提出した書類等の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れでも書類の再提出は認められませんが、コピーミス等による場合や、県のデータとの不整合が認められた場合には、追加で確認資料の提出を求めることがあります。

- (5) 技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出してください。

理由は、説明を求める書面を受領した日から5日以内に書面で回答します。

提出先

愛知県建設局土木部建設総務課契約第二グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6613

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (6) その他

別記「総合評価落札方式に関する事項」（2）評価項目と評価基準及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、平成31年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市整備局及び建築局の従前の組織には旧振興部は含みません。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格			総合評価項目											
		企業施工実績	配置予定 技術者 施工経験	2年平均 工事成績	企業施工実績	企業工事成績	契約後VE	優良工事	中長期的な担い 手の確保・国家 資格等の取得 者・建設機械の 保有・ISO9 000	ICT活用工事	配置予定技術者 の施工実績・工 事成績・CPD ・資格保有	営業所・災害協 定等・応急修 理・ボランティア ・応急危険度 判定士・ISO 14000	県内公共工事 実績（土木）	地域内企業 施工実績 （建築）	雇用実績・あい ち女性輝きカン パニーの認証・ えるぼし認定・ 女性の活躍促進 宣言	完全週休2日制 工事
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	元請工事の主任（監理）技術者や現場代理人としての実績を認める ただし施工実績、工事成績、CPD及び資格保有は同一人のものとする	制限なし	該当業種工事全部を認める	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし
	経常JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める		対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	代表構成員としての実績のみ、単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	
経常JV	単体	経常JVとしての実績がなければ、単体実績を認める	該当工事全部を認める	対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の主任（監理）技術者や現場代理人としての実績を認める ただし施工実績、工事成績、CPD及び資格保有は同一人のものとする	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める（注2参照）		全構成員が同じである経常JVでの該当業種工事全部を対象とする	経常JVの実績がある場合、全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの該当業種工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める		経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める
	特定JV			対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注1） 本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」の範囲を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」の範囲を選びます。次に、過去の実績として、例えば、単体での実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「入札参加資格」の項目（「企業施工実績」、「2年平均工事成績」等）の列や「総合評価項目」の項目（「企業施工実績」、「建設機械の保有」等）の列がクロスする欄に、実績等の取扱いが記載されています。

注2） 経常JVは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

各建設事務所の管内一覧

建設事務所名	管 内
尾張建設事務所	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域
一宮建設事務所	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域
海部建設事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
知多建設事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
西三河建設事務所	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域
知立建設事務所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
豊田加茂建設事務所	豊田市及びみよし市の区域
新城設楽建設事務所	新城市及び北設楽郡の区域
東三河建設事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域